

その他

令和3年8月5日  
消費者庁

# 団体の役割の検討

- 令和3年の「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律」成立時の附帯決議において、これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、特定適格消費者団体による破産申立制度の創設等について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこととされた

## 検討事項

- 多数の消費者被害に対応する方策として、団体の現在の消費者団体訴訟制度(被害回復)の担い手としての役割以外の役割(例:破産申立ての主体となること)について、どのように考えるか

(参考)消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和3年6月4日 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会)(抜粋)

「十一 これまで販売預託商法等によって多数の消費者被害が生じていることに鑑み、加害者の不当な収益をはく奪し被害者を救済する制度、行政庁及び特定適格消費者団体による破産申立制度並びに行政庁による解散命令制度の創設や、過去の被害事案の救済のための措置について、消費者裁判手続特例法の運用状況の多角的な検討を踏まえて、必要な検討を行うこと。」